

収入印紙

2号文書

物品製造請負契約書

山形県知事 吉村 美栄子（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、次のとおり製造請負契約を締結する。

物品名及び数量

I P R形移動用無線機（I P R－ML）車載仕様 1式

規 格 別添「仕様書」のとおり

契約金額 ￥〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

〔	内訳	製造請負代金（税抜き）	￥〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	〕
		消費税及び地方消費税の額（10%）	￥〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	

納入期限 令和7年7月11日（金）

納入場所 山形県警察本部生活安全部通信指令課

契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

（総則）

- 第1条 受注者は頭書の納入期限までに、頭書の物品の製造（以下「製造」という。）に関し、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 受注者は、頭書の物品を納入期限内に、発注者に納入するものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 契約金額には、こん包に要する経費及び運賃を含むものとする。
- 4 発注者は、製造に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従わなければならない。
- 5 受注者は、契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合、前項の指示があつた場合又は発注者と受注者とが協議した場合を除き、製造を行うために必要な一切の手段を、その責任において定めるものとする。

（請求等の方法）

- 第2条 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合は、発注者及び受注者は、前項に規定する請求等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、口頭で行った請求等の内容を書面に記載し、すみやかにこれを相手方に交付するものとする。

（契約保証金）

第3条 受注者は、契約保証金の納付を免除された場合を除き、契約の締結のときまでに、契約保証金

を発注者に納付しなければならない。

- 2 発注者は、受注者が契約の履行を完了したときは、契約保証金を受注者に返還するものとする。この場合には、利息は、付さない。

(権利及び義務の譲渡禁止)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第5条 受注者は、製造の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(特許権等の使用)

第6条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となつている製造方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(契約の変更)

第7条 発注者は、仕様書記載の品目、数量、納入期限、納入場所その他の契約内容を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議の上、契約内容を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは契約金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(危険負担)

第8条 物品について、次条第2項に規定する検査に合格するまでに生じた損害は、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(検査及び所有権の移転)

第9条 受注者は物品を完納したときは、別紙物品納入通知書によりその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、受注者から前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に物品の検査を行うものとする。この検査をする場合は、受注者又はその代理人が立ち会わなければならない。
- 3 物品の所有権は、前項の検査に合格したときをもって、受注者から発注者に移転するものとする。
- 4 受注者は、第2項の検査に合格しない物品については、すみやかに、これを引き取り、これに代わる物品を納入しなければならない。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第10条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における契約金額の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

令和6年度 0円

令和7年度 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

- 2 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。

(代金の支払)

第11条 受注者は、物品を完納し、当該物品が第9条第2項に規定する検査に合格したときは、契約金額を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約金額等を支払わなければならない。

(遅延利息)

第12条 受注者は、発注者の責めに帰する理由により前条第2項の規定による契約金額等の支払が遅れた場合においては、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。この場合において、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者はこれを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 発注者は、その責めに帰する理由により第9条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間の日数を前条第2項に規定する支払期間の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が支払期間の日数を超えるときは、支払期間は満了したものとみなし、その超える日数に応じ、前項の遅延利息を支払うものとする。

(契約不適合責任)

第13条 発注者は、納入された物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、その補修、代替物の引渡し、不足する部分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができる。
- 5 発注者が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその契約不適合を知り、又は重大な過失によつて知らなかつたときは、この限りでない。

(納入期限の延長)

- 第14条 発注者は、受注者がその責めに帰する理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、受注者の申請により納入期限を延長することができる。この場合において、原納期限の翌日から起算して納入の日までの遅延日数に応じ、契約金額等（既納部分がある場合にあっては契約金額等から当該既納部分の代金相当額を控除した額）に年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収するものとする。この場合において、発注者が第9条第2項に規定する検査に要した日数は、遅延利息の徴収日数には算入しないものとする。
- 2 受注者は、物品の納入に支障を及ぼすような天災その他不可抗力により、納入期限までに物品を納入することができないときは、発注者に対し、遅滞なくその理由を付して納入期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定め、遅延利息は、徴収しないものとする。

(発注者の解除権)

- 第15条 発注者は、受注者が納入期限までに物品を納入しないときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるとき又は発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 受注者が詐欺その他不正の行為をしたとき。
 - (2) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（以下

この号において「暴力団員等」という。)であると認められるとき。

- ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかにか該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかにか該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘにか該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(3) 発注者の都合により契約の解除を必要とするとき。

- 3 第1項並びに第2項第1号及び第2号までの規定による契約解除の場合(受注者の責めに帰することができない事由による場合を除く。)には、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合は、受注者は、発注者に対し、解除違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。
- 4 前項の場合において、発注者の受けた損害額が当該契約保証金又は解約違約金の額を超えるときは、受注者は、その不足額を発注者に納付しなければならない。この場合の損害額は、発注者と受注者とが協議して定める。
- 5 発注者は、第2項第3号の規定により契約を解除した場合において、受注者に損害を与えたときは、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の解除権)

第16条 受注者は、次の各号のいずれかにか該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第7条の規定により契約内容を変更したため、契約金額等が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 発注者が契約に違反し、その違反によつて契約の履行が不可能となつたとき。
 - (3) 発注者及び受注者の責めに帰することができない事由によつて契約の履行が不可能になつたとき。
- 2 受注者は、前項第1号及び第2号の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(談合等に係る契約解除及び賠償)

第17条 前条に定める場合のほか、発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかにか該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟(行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。)を提起しなかったとき。
 - (2) 受注者が独占禁止法第7条の2第1項(第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)、第7条の9第1項若しくは第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
 - (3) 受注者が前2号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
 - (4) 受注者(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)第4条の規定による刑に処せられたとき。
- 2 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかにか該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。
- 3 この契約の履行後に、受注者が第1項各号のいずれかにか該当することが明らかになった場合について

も、前項と同様とする。

- 4 第2項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

第18条 受注者が、この契約に基づく賠償金又は損害金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額等支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額等とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

- 2 前項の規定により追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。

(秘密の保持等)

第19条 受注者は、製造請負業務の遂行上直接若しくは間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(裁判管轄合意)

第20条 この契約に関して生じた発注者受注者間の紛争については、山形地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義についての協議)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、発注者、受注者協議して定めるものとする。

発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、上記の条項によって製造請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 吉村 美栄子 印

受注者

印